



《請願の趣旨》

政治倫理は重要な公職にある者がその職責に反する行為はしない、とする市民との約束です。その約束を担保するのが“政治倫理条例”です。

長浜市議会議員政治倫理条例については、平成 18 年 2 月 22 日条例第 214 号にて制定されています。

市長さん等は、議員よりはるかに強く大きな権限、行政の権限を持っておられます。そして、市長等は、その職務を遂行するに当たり、市政に携わる者としての権限と責務を深く自覚し、常に人格の向上と倫理の保持に努めるとともに、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならないと考えます。

また、市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持ち、市長等に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならないと思います。

そういう点で、首長に倫理条例がないというのは、なかなか納得がいかないのではないのでしょうか。

議員の皆さんには立派な倫理条例があるのに、首長等の倫理条例がないというのは理にかなわないというふうに思っている市民の方も多く、いままで議会等でも議論になったと思います。

より一層、市民に開かれ公正な市政運営を行うために、市長等の政治倫理条例制定に向け、研究検討を始められたいとの願いの基に本請願を提出致します。

＜請願項目＞

市長等の政治倫理条例制定に向け、研究検討を行う。